



地方消費税

この税金は、地方分権の推進や地域福祉の充実などのため、地方税源の充実を図る必要から、平成6年度に行われた税制改正によって創設されたもので、広く県民のみなさまに負担していただくものです。国の消費税と同じように、商品の売上やサービスの提供などに対して課税されるもので、平成9年4月1日から実施されています。

納める人

製造業、卸売業、小売業、サービス業などを行う各事業者が納めますが、地方消費税は消費税と同様に商品やサービスの価格に上乗せされますので、最終的には消費者の負担となります。

納める額

消費税（国税）の78分の22（消費税に換算すると2.2%相当額）
※消費税及び地方消費税の税率は令和元年10月1日から10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されています。軽減税率は8%、対象品目は飲食料品、新聞です。

申告と納税

商品やサービスなどを提供する各事業者が、申告して納めます（当分の間、消費税と併せて国（税務署）に申告納税し、国から県に対して地方消費税分が払い込まれることになっています）。

都道府県間の清算

納められた地方消費税は、消費に関連した基準によって都道府県間で清算されます。この清算を通じて、地方消費税は最終消費地の都道府県の収入となります。

市町村への交付

清算後の地方消費税の収入額の2分の1は県内の各市町村に交付されます（交付総額のうち、従来分（1%相当分）については2分の1を人口で、残り2分の1を従業者数で按分します。また、引上げ分（1.2%相当分）については全額人口により按分します。）。

非課税

消費税（国税）が課税されない次の場合には地方消費税も課税されません。

- ①土地の売買や預貯金の利子など本来消費税の性格になじまないもの。
- ②一定の学校の授業料や一定の社会福祉事業、社会保健医療など特別に政策的な配慮が必要とされているもの。

【豆知識⑥】 地方消費税のしくみをみてみよう

地方消費税

消費税と地方消費税は、国内でのものやサービスの売り上げにかかる税金で、税率は合わせて10%となっています。

この税金は、下の図のように、売上の段階ごとに課税され、それぞれの事業者が納めますが、生産・流通の各段階で二重三重に税額がかからないように、売上にかかる税額から仕入れにかかる税額を差し引いて納めるしくみになっています。

こうして納められた税金は、最終的には消費者が負担し、老人医療、年金や介護といった、私たちの身近な地域の暮らしのために使われています。

なお、税率引上げ分の地方消費税収入については、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対応するための施策に要する経費やその他社会保障に要する経費に充当されます。

【「消費税7.8%＋地方消費税2.2%」の場合】

